

## 2026 年度芸術文化観光専門職大学オープンキャンパスにおける弁当販売者募集要項

### 1 趣旨

本募集要項は 2026 年度芸術文化観光専門職大学オープンキャンパスにおける弁当販売者を募集するため、応募に必要な条件及び手続きを示したものです。

### 2 実施の目的

オープンキャンパス参加者に対して弁当等を提供し、昼食機会を確保するとともに参加者の満足度の向上を図ります。

### 3 弁当販売対象者

#### ① 弁当販売資格

以下の全てを満たしている者

(ア)食品衛生法に基づく飲食店営業許可(兵庫県内保健所での許可)を受けている者

(イ)保健所が定める、適切な衛生管理と加工(調理等)ができ、販売品を衛生的に取り扱える者

(ウ)当日調理した弁当を製造場所から販売場所まで販売開始時間までに運び入れ、搬送時の品質管理の徹底と、消費期限を考慮した販売ができる兵庫県内の事業者であること。

(エ)別添誓約書に同意した者

(オ)当該事業の目的に賛同し、協力する者

#### ② 除外要件

次のいずれかに該当する者は、申し込みすることができません。

(ア)会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをしている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをしている者

(イ)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有している者

### 4 弁当販売条件

公募条件等及び行政財産使用許可書に定める事項に違反する行為があると認めるときは、許可を取り消すことがあります。この場合、納入済の使用料は還付いたしません。

#### ① 弁当販売場所

芸術文化観光専門職大学学舎内において大学が指定する場所

※現時点では、教育研究棟1階A103前通路付近を想定しています。

※販売者数は2者(2区画)とします。

#### ② 販売予定日 2026年7月19日(日)

③ 必須販売時間 午前11時から午後2時まで(準備・撤収を含まない。)

#### ④ 販売スペース・施設使用料

販売スペース 9㎡(縦3m×横3m)(使用許可部分)

建物使用料(税込・日額)270円/1区画 ※1㎡/1日あたり30円

(兵庫県公立大学法人固定財産貸付規程 第6条第2項の規定 一時使用の場合)

※使用許可の条件を遵守し、行政財産使用料等を大学が指定する期限までに確実に納付してください。

## ⑤ 販売可能品目及び最低準備数量

食品衛生法の規定に基づく営業許可範囲内の飲食物の中で以下のものに限定します。

また、最低準備数量についても以下のとおり定めます。

弁当（最低準備数量：70個）、軽食調理済みの麺類、サンドイッチ等の軽食（準備数量に制限なし）：アルコール・酒類を除く飲料物（準備数量に制限なし）

## ⑥ 弁当販売に係る費用負担・備品使用・苦情対応等

(ア) 弁当販売に必要なすべての費用・備品等は出店者の負担・準備とします。

また、弁当販売に係る備品・必要品は出店者の責任において全て管理してください。

(イ) 販売する弁当が最低準備数量以下の売上になった場合においても、大学は責任を負いません。

(ウ) 法令が定める申請、届出や、必要な資格者の配置は出店者の責任と負担で実施してください。

(エ) 販売品の問い合わせ、苦情については、販売者の責任において対応してください。

(オ) 弁当販売者は、弁当販売者の責務で出店スペースにゴミ箱を設置し購入者に対してゴミ箱への廃棄をお願いしてください。

(カ) 大学内の排水設備、水道設備は使用できません。

(キ) 大学構内で火気は使用できません。

## ⑦ 2025 度実績（参考）

来場者総数 560 人（生徒 274 人、保護者数 286 人）、学生教員など学内関係者約 50 名

## 5 安全に関する条件

- ・ 強風・大雨・河川の水位上昇等の事象が予測される場合は中止となります。
- ・ 販売の中止の判断は大学が行います。
- ・ 緊急時には購入者の安全確保に努めるとともに、速やかに情報共有をしてください。
- ・ 万一、食中毒が発生した場合は、食中毒を起こした該当販売者が補償してください。

## 6 共通禁止事項

- ・ 大学構内及び大学周辺に混乱または危険が生じる行為。
- ・ 公の秩序または善良なる風俗を害する恐れがある行為。
- ・ 集团的、常習的に暴力不法行為を行う組織の利益になる行為。
- ・ 特定の政治団体、宗教団体の利益になる行為。
- ・ 勧誘、キャッチセールス等の行為。
- ・ 他の店舗の営業を妨げるような行為。

別途、必要に応じて禁止事項、ルールを設定した場合、都度これに応じるものとします。

## 7 感染症防止に関する条件

弁当販売者にてご注意ください

- ・ 弁当販売者は、事前に検温を実施し 37.5 度以上、若しくは風邪の症状がある場合は、出店を中止してください。また、出店に関わる全ての従業員の体調状態を記録してください。
- ・ 弁当販売者は、マスクを必ず着用し、こまめな手洗いや手指消毒を徹底してください。
- ・ 調理の際は、調理用の使い捨て手袋を必ず着用し、こまめに交換をしてください。
- ・ ゴミ箱は、こまめに確認し、満杯になる前に交換してください。

- ・ 容器やおしぼり等は、使い捨てのできるものを使用してください。
- ・ 販売を行う区画内を清潔に保つよう清掃を徹底してください。
- ・ 感染防止に関する運営ルールは必要に応じて変更する場合がございます。

## 8 応募期限

これまでの主旨や目的、内容、条件をご理解のうえ、ご応募ください。

お申し込みは2026年6月22日（月）16：00までに弁当販売申込書及び必要書類をメール、郵送、もしくはFAXにて大学事務局（地域協働課）までお送りください。弁当販売希望者が最大弁当販売者数を超過した場合には販売内容を考慮のうえ、抽選で弁当販売者を決定しますので、ご希望に添えない場合がございます。

## 9 応募に係る提出書類

- ① 弁当販売申込書
  - ② 誓約書
  - ③ 役員等調書兼照会承諾書
  - ④ 兵庫県公立大学法人財産一時使用許可申請書
  - ⑤ 営業許可証一式（写し）
  - ⑥ 食品衛生責任者証（写し）
  - ⑦ 製造物賠償請求保険等の証明書（写し）
- ※①～④の様式はホームページからダウンロードください。

## 10 その他

- ① 本要項に定めのない事項については、大学と販売者による協議のうえ、大学から指示します。
- ② 大学からの指示・指導等に従わない場合や許可条件に違反する場合には、弁当販売の許可を取り消すことがあります。
- ③ 災害、その他の事情により、オープンキャンパスが中止になった場合でも、大学は弁当販売者に対して、一切の補償、補填を行いません。

## 11 申込み・連絡先

（事務局）

芸術文化観光専門職大学

地域リサーチ&イノベーション推進部 地域協働課（担当：川上、野崎）

住 所：〒668-0044 兵庫県豊岡市山王町7-52

電 話：0796-34-8137

ファクス：0796-34-8124

メ ー ル：k902k025@stdat.at-hyogo.ac.jp